

森林減少ゼロに寄与する  
サプライチェーン管理と  
持続可能性に配慮した  
原料調達の促進

# Wood Due Diligence Guidance

木材デューディリジェンス・ガイダンス

本編

(第一版)

W-BRIDGE

Waseda-Bridgestone Initiative  
for Development of Global Environment

第12期

W-BRIDGEプロジェクト



九州大学熱帯農学研究センター



国際環境 NGO FoE Japan

# Wood Due Diligence Guidance

木材デューディリジェンス・ガイダンス (第一版)

本編

第12期早稲田大学W-BRIDGEプロジェクト

森林減少ゼロに寄与するサプライチェーン管理と持続可能性に配慮した原料調達促進

---

九州大学熱帯農学研究センター

国際環境NGO FoE Japan

## はじめに

世界の森林減少・劣化問題が国際レベルで懸念されて久しいが、依然としてその速度は危惧されるレベルにある。森林減少・劣化は、気候変動問題や生物多様性の損失にとって大きな要因であり、国連の持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットにおいて、早急に解決すべき問題として早い期限が設けられている深刻な問題である。中でも違法伐採問題は森林減少・劣化の大きな一因であるが、近年は主要な木材消費国が牽引してきた違法木材取引規制の取り組みが、中でもEUが取り組んできた自主的の二国間協定（VPA）の効果もあり、木材生産国や加工国においてもその流れが及んできている。

そうした世界の流れを受けて、日本でも違法伐採問題に関する対策のための法律の整備について議論が重ねられ、2016年5月、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称、クリーンウッド法）」が成立した。その後、省令、基本方針、施行規則などの細則が整備され、2017年5月の施行に至っている。

クリーンウッド法は議員立法で成立したこともあり、企業が法に準拠するためにはこれから引き続き多くの詳細が定められることが期待される。企業にとって最も大きな課題の一つは、デューディ

リジェンス（以下、DD）をどのような基準に基づいて行ったらよいか未だに明確ではない点が挙げられる。

DDは法の要となる要素であり、すでに登録も始まっていることから、本ガイダンスではこの点において参考になると考えられる情報をまとめた。特にDDにおいて最も重要なプロセスであるリスクアセスメントにおける「リスク」の考え方について詳しく解説している。本ガイダンスは、企業がDDについて適切な理解をすることで、違法伐採木材、ひいては非持続可能な木材をサプライチェーンの中から排除できるようなDDの実施を補助することを目的とするものである。

具体的な内容としては、まずDDの背景について概説した後、木材以外の他の分野におけるDDとクリーンウッド法のものとの木材DDとの比較も交えた解説をしている。次にクリーンウッド法の内容を紹介し、他の主要木材消費国の制度との相違点などについても言及しながら、今後クリーンウッド法をより実践的で効果的な法律にするために必要と考えられる要素について展望する。そしてクリーンウッド法の運用効果を最大限にするためのDDを念頭におき、そのために必要となる明確な基準や手続きの例を提案する。

最後に、本ガイドンスの主たる対象は、木材・木材製品を最初に日本市場に持ち込む第一種木材関連事業者を想定している。ただし、第一種木材関連事業者から木材・木材製品を購入する第二種木材関連事業者も、第一種木材関連事業者が実施するDDの内容を詳しく理解することや、最終消費者にも適切に情報が伝達・開示できることをめざす上で必要となる情報を適切かつ確実に入手することが望ましい。さらにはクリーンウッド法は木材を取り扱う全ての事業者に合法木材の取引を努力義務として課していることから、小売業者を含む全ての事業者を対象にして情報を盛り込んでいる。なお本ガイドンスでは、持続可能性の要素も加味してリスクに対応することを提唱している。ただし持続可能性への配慮について、規定されている法令の範囲に捉われることなくリスクを検討することが望ましいが、本ガイドンスではあくまで規定されている法令の範囲内で考えることとしている。

本ガイドンスは、第11期早稲田大学W-BRIDGE

プロジェクト「SDGs達成に向けた持続可能な木材・木材製品調達（フェアウッド調達）の促進」（九州大学熱帯農学研究センター/FoE Japan）の成果で、三柴淳一（FoE Japan：本編第1章、第3章3-3、第4章、第5章、本編編集、実践編編集、全体統括）、百村帝彦（九州大学：本編第3章3-2、本編編集、全体統括）、舛井まり（ディープグリーンコンサルティング：本編第1章、第2章、第3章3-1、本編編集、実践編編集）、庄野眞一郎（FoE Japan：実践編）の4名が執筆を行い、初版を策定した。その後、環境NGOや木材関連企業、木材業界団体によるレビューを経て、第12期プロジェクト「森林減少ゼロに寄与するサプライチェーン管理と持続可能性に配慮した原料調達の促進」において改訂を行った（第一版）。なお、本ガイドラインの内容は各執筆者の担当部分に関する個人的見解に基づいてまとめられたものであり、各々が所属する組織の公式見解を示すものではない。

2019年12月

第12期早稲田大学W-BRIDGE プロジェクト  
森林減少ゼロに寄与するサプライチェーン管理と持続可能性に配慮した原料調達の促進  
九州大学熱帯農学研究センター 百村帝彦  
国際環境NGO FoE Japan 三柴淳一

はじめに……1

## 第1章 世界の森林の現状と木材のリスク……6

1-1 はじめに……6

1-2 森林減少・劣化と違法伐採問題……6

1-3 森林減少・劣化と国際レベルの取り組み……7

## 第2章 デューデリジェンスとは……10

2-1 はじめに……10

2-2 デューデリジェンスの基本的概念……11

2-2-1 国際法の下でのデューデリジェンス……11

2-2-2 企業の社会的責任と人権デューデリジェンス……11

2-3 木材以外の資源のサプライチェーン管理としてのデューデリジェンス……12

2-3-1 紛争鉱物のサプライチェーン管理としてのデューデリジェンス……13

2-3-2 M&A（合併と買収）におけるデューデリジェンス……13

2-4 デューデリジェンスの基本的概念……15

---

## 第3章 クリーンウッド法の現状と課題 ……16

- 3-1 クリーンウッド法の概要 ……16
- 3-2 クリーンウッド法の施行状況 ……19
- 3-3 クリーンウッド法の課題 ～効果的なデューディリジェンス実施のために……21
  - 3-3-1 デューディリジェンスの「基準」 ……21
  - 3-3-2 第一種木材関連事業者と  
第二種木材関連事業者のデューディリジェンス ……22
  - 3-3-3 合法性の確認に至らなかった木材等の取り扱いについて ……23
  - 3-3-4 クリーンウッド法における業界団体認定 ……23

## 第4章 本ガイダンスが考えるデューディリジェンスの基準 ……24

- 4-1 クリーンウッド法の解釈の幅を最大限にした適用法の範囲について ……24
- 4-2 デューディリジェンスを実施する事業者自身の木材調達方針や運用規定・ガイドラインの必要性 ……25

## 第5章 まとめ ……26

- 5-1 リスクをリスクとして認識すること ……26
  - 5-2 まとめ ……26
-

# 第1章

## 世界の森林の現状と木材のリスク

### 1-1 はじめに

世界の森林減少・劣化問題が国際社会に広く認識されて久しく、2010年から2015年までの間には、年間約331万(ha)の森林が減少している。近年、森林減少のスピードそのものは鈍化しているという報告もあるが<sup>1</sup>、従来と変わらず最も森林減少・劣化が懸念されるのは熱帯林である。例えばアマゾン地域では過去50年で森林の20%が失われている<sup>2</sup>。国連持続可能開発目標(SDGs)に含まれるターゲットに記載された森林減少阻止・森林劣化の回復の目標期限である2020年はすでに目前である。「森林の活動がSDGsの17の目標のうち、実に14の目標達成に寄与する」とも言われることでわかる通り<sup>3</sup>、森林問題は世界共通の緊急課題となっている。この章では、森林減少・劣化と違法伐採問題を簡単に説明し、森林問題に関して取り組まれている事例などを概観する。

### 1-2 森林減少・劣化と違法伐採問題

違法伐採は持続的な森林経営の阻害要因であり、森林減少の大きな要因の一つとされるが、各種機

関が発表している違法伐採木材量は推定値であり、それがもたらす森林減少などの影響については正確な把握がなされていない。これは違法伐採に関する国際条約がなく、国際レベルで共通した違法木材の定義が存在しないことを考えれば当然とも言える<sup>4</sup>。

現在の森林減少・劣化の主要な要因はインドネシアやマレーシアのアブラヤシ農園造成に代表される森林の農地への転換であるが、農地転換は違法伐採と密接に関連している。この農地転換の約半分が用途転換許認可の不法取得や現地コミュニティとの協議手順における違反に由来するという推定も存在しており、農地転換に由来する「転換林」からくる木材の中に違法とみなされる可能性のある木材が多く含まれるのが、現在の違法伐採問題の特徴でもある<sup>5</sup>。国際刑事警察機構(ICPO)の2016年の報告書によると、違法伐採には10種類あるとしており、植林、放牧などの農業活動、さらに鉱山活動に伴う違法伐採がその中に含まれている。これらを含め、国際的に取引される木材製品の15-30%は違法木材である可能性がある

1 Food and Agriculture Organization (FAO) (2016) *Global Forest Resources Assessment 2015, How are the world's forests changing? Second edition.*

2 World Wildlife Fund (2018) *Living Planet Report: 2018*, p. 38.  
[https://c402277.ssl.cf1.rackcdn.com/publications/1187/files/original/LPR2018\\_Full\\_Report\\_Spreads.pdf](https://c402277.ssl.cf1.rackcdn.com/publications/1187/files/original/LPR2018_Full_Report_Spreads.pdf) (最終閲覧日: 2019/4/10)

3 国連森林フォーラム、「国連森林戦略計画2017-2030」。

4 後述の通り、今世界で出現しつつある違法木材規制においては、伐採の時点のみならず、税金の不払いなどサプライチェーン中の違法行為があったものを違法木材と考えるのが主流化しつつある。

5 2000年から2012年にかけての森林減少の71%がこの農地転換に因る。Lawson, S. (2014) *Consumer Goods and Deforestation: An Analysis of the Extent and Nature of illegality in Forest Conversion for Agriculture and Timber Plantation.* Forest Trends.

とされいる<sup>6</sup>。

日本への木材輸入はアジア諸国からの熱帯材が多く含まれており、2016年の統計では熱帯材合板の輸入量は未だ世界一<sup>7</sup>となっている。2012年における世界の熱帯材取引の約半分は前述の転換材であったともされる<sup>8</sup>。国別で言うと、木材生産量の多いインドネシアやマレーシアが違法材を最も多く産出している一方で、アフリカ諸国やパプアニューギニアは木材生産量は少ないものの、それら各国の違法材の割合は非常に高いという推定もある<sup>9</sup>。

違法伐採問題そのものへの取り組みは、1990年代初頭からG7/8サミットの合意に基づき展開され、伝統的に先進諸国が牽引してきた。米国(2008年)、EU(2010年)、豪州(2012年)では違法伐採木材の取り扱いを規制する法律ができ、特にEUの自主的二国間協定(以下、VPA)は、インドネシアなどの生産国、ベトナムなど加工国にも大きな影響を与えている。例えばすでにインドネシアからは「ライセンス材」としてデューディリジェンス(以下、DD)を必要としない木材がEU市場に受け入れられている。輸入国の法制化におけるポイントは木材の買い手がその木材の違法伐採リスクの有無を確認し、そのリスクを取るのか否かを判断するという、いわゆるDDの実施が求められることである。VPAの流れは、アジア、

アフリカ、中南米など多くの木材生産国にも及びつつあり、最近では韓国の違法伐採規制でVPAに基づくEUへのライセンス材を合法材として認めるなど、輸入国へも波及している。DDについては後述する。

### 1-3 森林減少・劣化と国際レベルの取り組み

深刻化する一方の森林減少・劣化問題を受け、国際レベルで森林管理や森林資源の利用に関して、具体的な期限を伴うさまざまな目標設定が見られるようになってきており、多くの日本企業も社内方針などへ組み込んでいることから、ここにいくつか紹介する。

まず一つ目は2010年に名古屋で開催された国連生物多様性条約第10回締約国会議(CBD-COP10)で採択された「愛知目標」と呼ばれる20の目標がある。それぞれ2020年までを期限としており、森林に関連するものとしては、持続可能な生産及び消費(目標4)、森林を含む自然生息地の損失速度の半減(目標5)、農業、養殖業、林業地域における持続的な管理(目標7)、少なくとも陸域及び内陸水域の17%の地域を保護(目標11)などがある<sup>10</sup>。

次に、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、環境、社会、人権、経済、政治など幅広い分野に渡る17の目標のもとに169のターゲットを設け、2030年まで(それ以

<sup>6</sup> 同上

<sup>7</sup> 国連の統計より。下記も参照。

Kleinschmit, et.al. (eds.) (2016) *Illegal Logging and Related Timber Trade - Dimensions, Drivers, Impacts and Responses*. A Global Scientific Rapid Response Assessment Report, IUFRO World Series Volume 35.

<sup>8</sup> 同上

<sup>9</sup> Hoare, A. (2015) *Tracking Illegal Logging and Related Trade: What Progress and Where Next?* Chatham House.

<sup>10</sup> 環境省のウェブサイトより。https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi\_targets/index\_03.html (最終閲覧日: 2019/3/3)

前に期限を設けているものもある)に達成をめざすものである。森林に関連する主なものには、貧困削減(目標1)、不平等の解消(目標10)、持続可能な消費・生産パターンの確保(目標12)、気候変動への対策(目標13)、森林の持続可能な管理(目標15)、効果的で責任ある包摂的な制度(目標16)などがある<sup>11</sup>。

また、原料のサプライチェーン管理の観点からの森林保全の取り組みも多く、民間企業をはじめ、民間セクターでは「森林減少ゼロ(Zero Deforestation)」をめざした宣言とその実施が進んできている。森林減少ゼロの取り組みとして最も早かったものとされるのが、世界の主要な商品メーカーや小売業者などからなる消費財フォーラム(The Consumer Goods Forum, TCGF)が2010年11月に気候変動対策イニシアティブの一環として宣言した「2020年までに森林の正味での減少ゼロ(zero net deforestation)を達成するために会員企業の総力をあげて取り組むことを約束する」というものである<sup>12</sup>。主にパーム油、大豆、牛肉、木材・木材製品などのサプライチェーンにおいて、森林減少に影響を及ぼさない製品の調達に努めるというもので、各原料の生産者も巻き込んだ動きとなっている<sup>13</sup>。「森林減少ゼロ」では、今のところ違法伐採問題に密接に絡

めた動きはそれほど目立つわけではないが、木材も対象となっているため日本でもサプライチェーンを巻きこんだ森林保全に取り組み始めている企業は多い<sup>14</sup>。

その他には、2014年国連気候変動サミットにおいて「森林に関するニューヨーク宣言」が採択され、設定された10の目標には「2020年までに少なくとも天然林減少率を半減し、2030年まで天然林減少をゼロにするよう努力する」、「パーム油、大豆、紙、牛肉などの農産物生産による森林減少を遅くとも2020年までに排除するという民間セクターの目標達成を支援する」といった内容が盛り込まれた<sup>15</sup>。また2016年G7伊勢志摩サミットでもグローバルな企業活動によって構築されているサプライチェーンにおいて環境、社会、そして労働に関する国際基準適用の重要性が確認されている<sup>16</sup>。

さらに世界の金融界の投資方針も環境・社会・ガバナンスの要素を考慮する投資、いわゆるESG投資に変わりつつあり、その投資総額は2,500兆円とも言われ<sup>17</sup>、大きな関心を呼んでいる。一つの背景として2015年国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)における2020年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」の採択や、世界中で恒常化している異常気象や台風・豪雨によ

<sup>11</sup> 外務省のウェブサイトより。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html> (最終閲覧日: 2019/4/15)

<sup>12</sup> The Consumer Goods Forumのプレスリリース(2010年11月29日) [https://www.theconsumergoodsforum.com/press\\_releases/consumer-goods-industry-announces-initiatives-on-climate-protection/](https://www.theconsumergoodsforum.com/press_releases/consumer-goods-industry-announces-initiatives-on-climate-protection/) (最終閲覧日: 2019/4/10)

<sup>13</sup> Jopke, P., Schoneveld, G. (2018) *Corporate commitments to zero deforestation - An evaluation of externality problems and implementation gaps. OCCASIONAL PAPER 181*, Center for International Forestry Research (CIFOR). [https://www.theconsumergoodsforum.com/press\\_releases/consumer-goods-industry-announces-initiatives-on-climate-protection/](https://www.theconsumergoodsforum.com/press_releases/consumer-goods-industry-announces-initiatives-on-climate-protection/) [http://www.cifor.org/publications/pdf\\_files/OccPapers/OP-181.pdf](http://www.cifor.org/publications/pdf_files/OccPapers/OP-181.pdf) (最終閲覧日: 2019/4/10)

<sup>14</sup> 日本の林野庁主催の森林減少ゼロのシンポジウムも行われている。「森林減少ゼロに貢献するグローバル・サプライチェーンの推進に関する国際シンポジウム」(2018年1月23~24日) <http://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/kyoryoku/zdf.html> (最終閲覧日: 2019/4/25)

<sup>15</sup> 2014年国連気候変動サミット「森林に関するニューヨーク宣言」について下記参照。 [https://nydfglobalplatform.org/wp-content/uploads/2017/10/NYDF\\_Declaration.pdf](https://nydfglobalplatform.org/wp-content/uploads/2017/10/NYDF_Declaration.pdf) (最終閲覧日2019/4/10)

<sup>16</sup> 「G7伊勢志摩首脳宣言」(平成28年5月27日)、p7. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160267.pdf> (最終閲覧日2019/4/10)

<sup>17</sup> 「ESG投資とは 企業の社会貢献など重視」, 日本経済新聞(2018年9月16日) <https://www.nikkei.com/article/DGXKZO35435530V10C18A9EA2000/> (最終閲覧日: 2019/4/25)

る風水害など気象災害に直面し、金融・経済界においても気候変動が大きな「リスク」の一つとして、ようやく認識されるようになったことが挙げられる。気候変動対策の中で森林が重要な位置を占めていることを考えると、森林減少につながる

木材のリスクは高いと考えられていくことは明らかである。実際、日本の金融機関もESGリスクの高い製品の中に木材をリストアップしているところが出てきている（下記参考）。

#### みずほ銀行ウェブサイトより「特定セクターに対する取り組み方針」の説明<sup>18</sup>

「特定セクターに対する取り組み方針」は、取引を通じて環境・社会に対する負の影響を助長する可能性が高い業種（兵器、石炭火力発電、パームオイル、木材等）に関し、認識すべき環境・社会リスク等を示し、資金提供・資金調達支援業務において、リスクの低減・回避に向け取引先の対応状況を確認するなど、各々の業務特性を踏まえた対応を実施の上、取引判断を行うよう定めたものです。

また、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）は非営利組織の運営するプログラムであるが、炭素以外に気候変動や地球温暖化に影響を与える木材採取やアブラヤシ農園造成などの活動に関し、企業がどう対応しているかの評価を行っている<sup>19</sup>。

ここまで見てきたように、さまざまな森林減少・

劣化問題において、原料を調達する側の責任や取り組みの重要性が認識されるようになってきており、持続可能な木材・木材製品調達は、もはや世界的な潮流だといえる。そうした背景を受け、我が国でも2016年5月、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称、クリーンウッド法）が成立、施行されている。

<sup>18</sup> みずほフィナンシャルグループのウェブサイトより。https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/business/investment/index.html（最終閲覧日：2019/11/26）

<sup>19</sup> カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）のウェブサイト。https://www.cdp.net/ja（最終閲覧日：2019/4/25）

## 第2章

# デューデリジェンスとは

### 2-1 はじめに

違法木材規制法においては、例えばEU木材規則では、デューデリジェンス（DD）は「情報へのアクセス」、「リスクアセスメント」、「リスク緩和措置」という三つのステップで構成されるとしている。

まず、最初のステップでは「情報へのアクセス」として違法伐採が問題となっている樹種なのか、

あるいはそうした問題が蔓延する原産国や地域であるか否かなど、リスクアセスメントに必要な情報を集める。次のステップでは、「リスクアセスメント」で集めた情報に照らし、自社で調達しようとする木材が違法材である可能性がどのくらいあるかを評価し、リスクが残ると判断した場合、最終ステップである「リスク緩和措置」に移る。ここではさらに情報を集めたり、現地リスクが高い場合には現地監査をするなどして、リスクが低

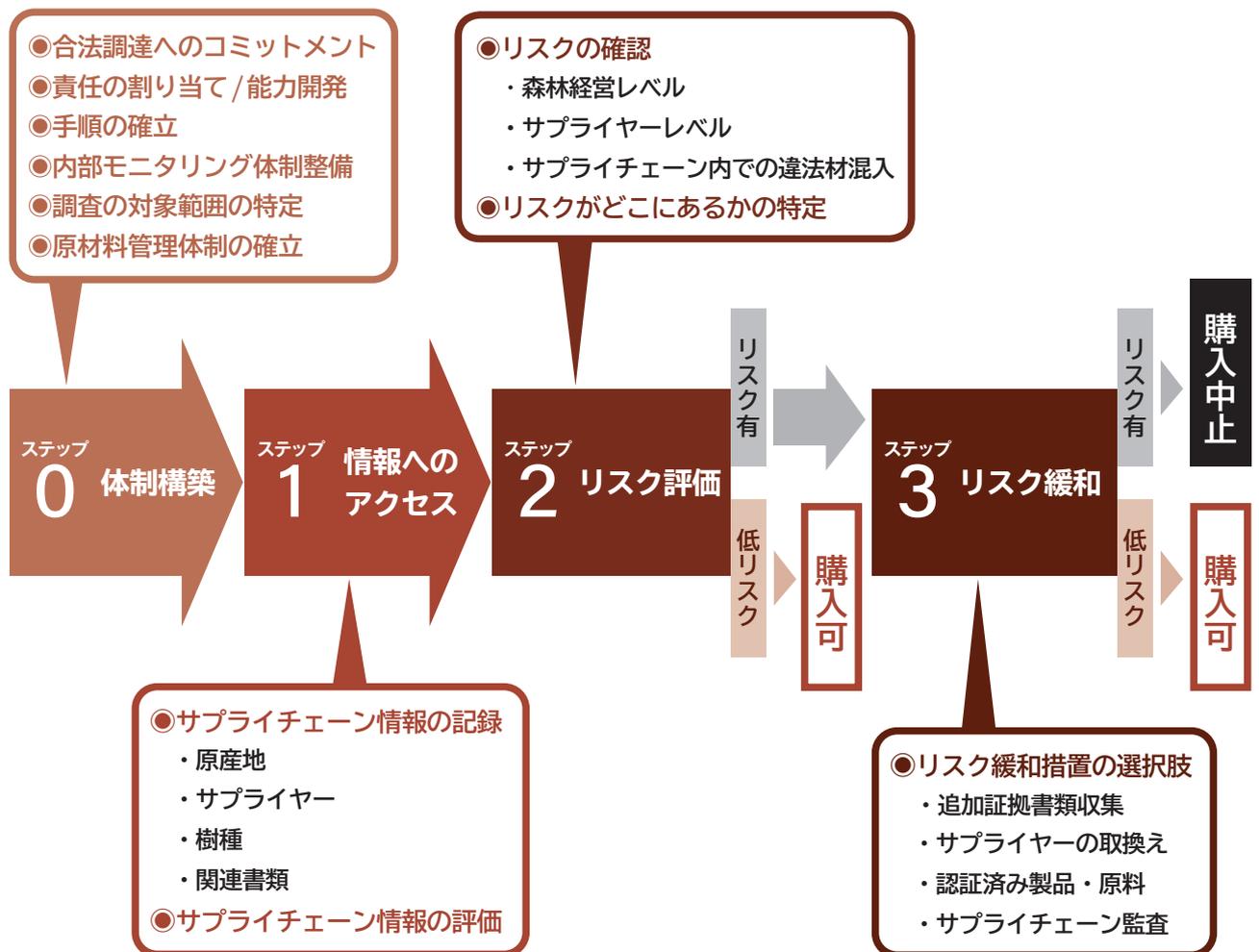


図1 木材デューデリジェンスの流れ

くなるような措置<sup>20</sup>を取り、違法リスクがどの程度かわかったうえで当該木材を購入するかしないかの判断を自社で行う、というのがDDである。よって認証や証明の類とは異なり、第三者認証材であったとしても違法リスクは皆無でないことを前提とし、あくまで最終判断を自社で行うことを意味する。図1は、DDの各段階を社内で行う場合に必要となる手順を示しており、前述の三つの段階の準備として、社内に落とし込むための社内制度の構築を加えた、合計四つのステップが示されている。

## 2-2 デューディリジェンスの基本的概念

もともとは企業の合併や買収の際に取られているプロセス・用語であるデューディリジェンス（DD）とは、Black's Law Dictionary（2006）によると「法的な要求事項を満たす又は法的な義務を果たすことを求める人が払うことが合理的に期待される注意、又はそのような人が通常払う注意」と定義されている<sup>21</sup>。日本語では一般的に「相当な注意義務」と訳されることが多い。

### 2-2-1 国際法の下でのデューディリジェンス

もともと国際法では、DDは私人・私企業の活動によって引き起こされる他国への環境被害、つまり越境環境汚染の場で使われてきた。これは加害側である国や私人・私企業の責任が問われる場合に、汚染行為自体を禁止していたかどうかではなく、国や企業がその汚染を防ぐために「相当の注意」を払ったか否かが問題となる。つまり、国

や企業が汚染を防止できる利用可能な手段が存在するのにも関わらず、その措置を取らなかった場合に罰せられる、というのが越境汚染におけるDD、相当の注意義務である。

### 2-2-2 企業の社会的責任と人権デューディリジェンス

企業としてDDを考える際、上記の考え方は企業の社会的責任（CSR）の分野ではすでに主流化されていると言える。例えば、多くの日本企業が自社のCSR方針作成・実施において参考とした組織の社会的責任に関する国際規格であるISO26000では、環境、社会、経済の三つの領域にわたる七つの中核課題それぞれについて、企業はDDの実施をするべきだとしている。さらにバリューチェーンにも言及し、自社の方針に倫理的基準を含む関連基準を統合し（例：合法木材調達、持続可能木材調達などの方針）、関係組織（例：サプライヤー）について（方針に照らした）DDを実施することを企業に求めている。

このISO26000のDDの概念は、2011年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則（ラギー原則）」<sup>22</sup>を反映している。ラギー原則は、人権を保護する国家の義務（protect）、人権を尊重する企業の責任（respect）、人権侵害からの救済手段へのアクセス（remedy）のフレームワークに基づいており、この三つの分野にわたる31の原則から構成されており、原則11から24までが、企業の責任に関するものとなっている。

企業の責任のうち、原則17から21までがDDに関するものである。ラギー原則ではDDの実施においては、(1) 人権保持者にとってのリスク

<sup>20</sup> EU木材規則では「無視できる程度」のリスクになるまで、としている。

<sup>21</sup> 宮崎正浩（2015）「企業のサプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスの意義と課題～米国紛争鉱物規制を事例として～」、サステイナブル・マネジメント、14(1,2), p. 128-144.

<sup>22</sup> 「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」（2011年）

と企業自らにとってのリスクとの2種類のリスクを認識し、両方をリスクマネジメントに組み込むべきとしている<sup>23</sup>。さらに(2)「リスクベース」のアプローチを推奨しており、リスクが最大となる部分を特定し優先的に取り組むことを推奨。さらに、知らないうちに社会や環境に悪影響を与える行為に関与する「加担」の概念に触れ、指導原則である「救済へのアクセス」のもと「苦情処理メカニズム」が設けられていることから、企業はそれまで認識しなかった問題に関して申し立ての対象となるリスクも考慮すべきであることを述べている。DDを行っていたか否かは、苦情申立があった場合の企業に対する評価の要素となる、ということであるため、この「加担」という考え方は木材DDにおいても念頭に置いておくべき概念である。

また、ラギー原則には、企業が深刻な人権リスクと事業上の利益とのバランスをどう取っていくかについて、興味深い記述がある。以下に引用する。

取引関係が、企業にとって「極めて重要」である場合、取引をやめることは更なる難題を提起する。その企業の事業にとって必要不可欠な製品またはサービスを提供し、適当な代替供給源が存在しないならば、取引関係は極めて重要であるとみなされるであろう。ここでも、人権への負の影響の深刻さが考慮されなければならない。人権侵害が深刻であればあるほど、企業は取引関係を終了

すべきか否かを決定する前に、状況に変化が起こるかどうかをより素早く見る必要があるだろう。いずれにしても、侵害が長期にわたり継続し企業が取引関係を維持している限りにおいて、その企業は、影響を軽減するための継続的な努力をしていることを証明できるようにしているべきであり、取引関係を継続することが招来する結果－評判、財政上または法律上の結果<sup>24</sup>－を受け入れる覚悟をすべきである。(原則19 解説)

まず一点は、「影響を軽減するための継続的な努力」そしてもう一点は「評判、財政上または法律上の結果－を受け入れる覚悟をすべきである」という記述であるが、ともに、サプライチェーンの管理やDDにおいては基本となる考え方である。つまり企業は自らの行為が及ぼす影響とその結果に責任がある、ということである。

同時にラギー原則では、企業が負の影響を軽減するために自社の影響力を行使できる場合はすべきであるとしている(原則19)。つまり、サプライヤーや特定地域や原産国を変えるという手段の他に、できる限り現在のサプライヤーやそれより川上のサプライヤーを変えるよう促すことを、企業に期待しているということである。

### 2-3 木材以外の資源の サプライチェーン管理としての デューディリジェンス

<sup>23</sup> 「ビジネスと人権に関する指導原則: 原則17」・一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター。  
<https://www.hurights.or.jp/japan/aside/ruggie-framework/2012/02/17.html> (最終閲覧日: 2019/4/10)

<sup>24</sup> 取引継続によって発生する結果。

木材以外で社会環境の影響を低減するためにデューデリジェンス（DD）が課されている資源は多くあり、近年ではパーム油、大豆、牛肉などの調達におけるリスク評価に関する各ツールも存在している<sup>25</sup>。またアパレル各社もリサイクル素材やオーガニックコットンなどの活用の他、毛皮や有害化学染料の排除など、持続可能性に向けた取り組みが民間レベルで進んでいる。以下、取り組みの進んでいる紛争鉱物の例と、M&AにおけるDDについて、簡単に紹介する。

### 2-3-1 紛争鉱物の サプライチェーン管理としての デューデリジェンス

木材と同じく法的規制が設けられたものとしては、紛争鉱物DDが代表的である。紛争鉱物DDは、コンゴとその周辺国から採掘される四種類の鉱物<sup>26</sup>が紛争における武力勢力の資金源となっていることから、2010年、米国でこれらの鉱物に関してDDを義務付ける法律が生まれたところに端を発している。通称「ドッド・フランク法」<sup>27</sup>と呼ばれるこの法律のもと、対象となる企業はこれらの鉱物の由来と入手経路に関するDDの調査を行い、結果を公開する義務がある<sup>28</sup>。

したがって、この法律は紛争鉱物の使用そのものを禁止するものではなく、情報公開により企業が自主的に批判を避けるために取引を控えるであろうという考えに基づいている。この意味で、違

法木材の取引を規制する規制法ではないクリーンウッド法と、類似の考え方とも言える。また、ドッド・フランク法のもとではDDの調査結果は独立第三者機関の監査を受ける義務も規定されている。

ドッド・フランク法に関しては特に、紛争鉱物フリーの精錬所を認証し、そのリストを公開する「紛争フリー製錬所プログラム」（Conflict-Free Smelter Program, CFSP）が米規制導入の少し前、2008年に創設された。現在このプログラムは「責任ある鉱物調達検討会」（Responsible Minerals Assurance Process, RMAP）と改名しているが、リスクベースで、つまりリスクの高いと考えられるケースを優先に監査を行い、精錬所の責任調達について情報を公開しており、企業はそれに基づいて調達の判断をすることができるようになっている<sup>29</sup>。

ドッド・フランク法で指定されるもの以外にも含めると紛争鉱物DDの実施を支援する仕組みは数多く存在している<sup>30</sup>。背景としては、鉱物が紛争の資金源となっており、強制労働など社会環境問題の深刻さと複雑さを反映するとともに、鉱物という資源は木材ほど一般的に扱われるものではなく、輸入側ではDDに必要となるリソースを持つのは特定の大企業に限られているため仕組みが作りやすいことが挙げられる<sup>31</sup>。

### 2-3-2 M&A（合併と買収）における デューデリジェンス

<sup>25</sup> NEPConのSourcing Hub、WWF、CDP及びForest TrendsのSupply Changeなどがある。

<sup>26</sup> タンタル、タングステン、スズ、金。携帯電話やパソコンなど電子機器の製造に用いられる。

<sup>27</sup> 証券取引法の改正法で、正式名称は「ウォール街改革及び消費者保護に関する法律」。

<sup>28</sup> 原産国調査の結果、コンゴまたはその周辺国である場合、あるいは原産国が不明な場合、デューデリジェンスの調査結果を証券取引委員会に提出すること、ウェブ上で公開することが義務化されている。

<sup>29</sup> Low-Risk Audit Program. The Conflict-Free Sourcing Initiative.

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/media/Low%20Risk%20Program%20-%20Public%20Consultation.pdf>（最終閲覧日：2019/4/25）

<sup>30</sup> 鉱物資源デューデリジェンスの仕組みの代表的なものは「OECD紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンスガイダンス」である。

<sup>31</sup> World Economic Forum, *White Paper: Voluntary Responsible Mining Initiatives – A Review* at [http://www3.weforum.org/docs/Voluntary\\_Responsible\\_Mining\\_Initiatives\\_2016.pdf](http://www3.weforum.org/docs/Voluntary_Responsible_Mining_Initiatives_2016.pdf)（最終閲覧日：2019/4/25）

これまでみてきたDDは、社会環境上の影響を受ける側のリスクを重視したものである。つまり木材で言えば生産国側のリスクである。この場合には企業は国際法、国内法、国際的ツール、あるいは民間での自主的イニシアチブに従い、影響を受ける側に対する責任を果たすためにDDを行う意味合いが強い。しかし、企業の側にもDDを行わなかった場合には風評被害やブランド価値の低下といった長期的損害のリスクも存在しているのは明らかである。

DDは、日本では金融用語としてよく知られている。『大辞林』では「投資用不動産の取引、企業買収などで行われる資産の適正評価。資産や買収対象企業の価値、収益力、リスクなどを詳細かつ多角的に調査し評価すること」と説明されている。

M&A（合併と買収）におけるDDは買主が（1）経営・事業の実態、（2）会計・税務、（3）法務等の手続き<sup>32</sup>の観点から対象企業を調査・評価する。参考までに、各金融機関がウェブサイトに記載するDDの解説は、以下の通りである。

**■投資を行うにあたって、投資対象となる企業や投資先の価値やリスクなどを調査することを指します（みずほ証券ウェブサイト）<sup>33</sup>。**

**■英語表記はDue Diligence、日本語では「適正評価手続き」。投資家が投資をおこなう際、もしくは金融機関が引受業務をおこなう際に、投資対象のリスクリターンを適正に把握するために事前におこなう、一連の調査のこと（野村証券ウェブサイト）<sup>34</sup>。**

この場合のDDでは一般的に、DDにかかる経費は買い手側が負担し、実施するか否かの判断も

買い手側が行うことになっている（日本M&Aアドバイザー協会<sup>35</sup>）。実際に調査を行うのは弁護士や会計士となる。日本M&Aアドバイザー協会はリスクの低い小規模取引では、DDではなくインタビューなど簡易な方法で調査を済ませることもあるが、無理な買収は買収後に問題として顕在化し、会社に何らかの影響を与えることになり兼ねないため、買い手経営者の判断で、DDをしっかりと行うことが望ましいとしており、DDの重要性を強調している。

M&AにおけるDDが例えば日本のクリーンウッド法のもとのDDと大きく違っている点としては、主にリスクが自社にとってのリスクとして捉えられている点である。企業は直接的な金銭損害リスク回避の手段として、それを自らのコストで自主的に行う。これは木材の場合にも、風評リスクやサプライチェーンの安定性のリスクとして顕在化しており、DDを行うモチベーションにはなる。

罰則リスクに関して、M&AではDDを怠り損害が生じた場合、DDを行ったかどうかの判断をする当事者の注意義務違反となる。さらに、株主などを交える議論となった場合には最終的には裁判所における判断となり、DDの不履行により不利益を被るのは、それを行う企業の側にある、ということである。よって木材に置き換えた場合、輸入国である日本に罰則がない場合には違法木材を取引しても日本の事業者には不利益が生じないことから、社会環境上の不利益が生じるのは原産国側にのみとも解釈でき、後述の通り事業者がDDを自主的に行うモチベーションには限界が生まれている。

以上、国際レベルで求められている企業の責任

<sup>32</sup> 小菅成一（2008）「M&Aにおけるデュー・デリジェンスの法的諸問題」、民情260号、p. 75。

<sup>33</sup> SMBC日興証券のウェブサイトより。https://www.smbcnikko.co.jp/terms/japan/te/J0603.html（最終閲覧日：2019/4/25）

<sup>34</sup> 野村証券のウェブサイトより。https://www.nomura.co.jp/terms/japan/te/due\_diligence.html（最終閲覧日：2019/4/25）

<sup>35</sup> 日本M&Aアドバイザー協会のウェブサイトより。https://www.jma-a.org/（最終閲覧日：2019/4/25）

としてのDD、紛争鉱物を例としたDD規制と民間イニシアチブ、さらに実務上のM&AにおけるDDと、三つの種類を見てきた。そのうえで、DDの概念を違法材規制の分野で考える。

## 2-4 デューディリジェンスの基本的概念

まず、前述の通り、デューディリジェンス（DD）は、「リスク」とは何であるかによって、さらにどこを基準としてDDを行うかなどで、DDの内容は変わってくる。またどの程度までリスクを確認するか、回避するかは、どの程度コストをかけるかに直接的に関わってくる。

「リスク」とは何であるかについて、違法木材の取引に罰則規定が設けられている米レーシー法を例に説明する。同法には違法木材の取引に対して罰則（罰金・禁固刑）があり、評価の際のリスクは「木材が違法であること」だが、事業者にとってのリスクは「違法材を取引した場合に受ける罰則」がリスクになる。よって、もし故意にDDを行わないのであれば罰則を受けるという結果を引き受けるつもりでそれを怠る、ということになる。当然、事業者が「罰則リスク」を回避するためにはそれ相応のDDを行う必要がある。

一方、クリーンウッド法は規制法ではなく違法材の取引自体には禁止項目はないため、上記の「罰則リスク」は、立入検査や報告義務に従わない事業者、法のもと登録をした事業者、あるいは登録していないのに登録事業者と自らを偽る事業者が対象となっている。

しかしこれまでみてきた通り、罰則リスク以外にも事業者がそれとは知らずに違法伐採に「加担」

して風評被害など社会的批判の対象になるリスクや、サプライチェーンの安定性など事業にとってのリスクは存在している。ただしこの場合、事業者がどこまでコストをかけてDDを行うかは、その事業者の社会における位置や事業規模が大きく影響するであろう。

さらに、DDはリスクの度合いに応じて期待される労力やコストも変わってくる。例えば（サプライヤーリスクなども含め）リスクの低い木材を扱っている場合、DDの手続きは非常に簡単であることは十分にありうる。ラギー原則にもあった通り、企業は「リスクベース」のアプローチを取ることによって、DDの労力やコストを削減できる点は、DDを考えるうえで非常に大切なポイントである。つまり、複雑なサプライチェーン、様々な樹種や原産国といった要素の中で、リスクが高いものから順次、優先的に厳格なDDの対象としていくということである。このリスクの特定や評価は、まずは一般的なツールである腐敗認識指数（CPI）などをチェックし、徐々にスクリーニングを行っていく。詳しい手順については本ガイドンス「実践編」を参照されたい。

現在はさまざまなガイドンスやマニュアルが存在しているが、DDの具体的な基準と、実際にDDの三つのステップを行うための手続きの例が全くない中での実施は困難である。よって本ガイドンスも、その指摘を補完するために策定したものである。さらに、木材市場は国際市場であることから、将来的には政府あるいは民間レベルで国際的に基準や足並みを揃えることも重要であろう。

# 第3章

## クリーンウッド法の現状と課題

### 3-1 クリーンウッド法の概要

クリーンウッド法は、正式名称を「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」といい、2016年に成立した法律である。その名の通りこの法律は、違法木材を排除するのではなく合法木材を推進することで市場において必然的に違法材が少なくなることをめざす「促進法」である。よって、違法木材を市場には入れないことを目的としている欧米のEU木材規則や米レーシー法とは逆のアプローチを取っている。

クリーンウッド法は、以下の三つの要素で構成されている。

■事業者は合法木材を利用するよう努めなければならない

■省令で定められる木材関連事業者は合法木材利用者として登録することができる

■木材関連事業者はデューディリジェンス（DD）を行うことが求められる

クリーンウッド法は、法令、基本方針、省令<sup>36</sup>にそれぞれ内容が分かれているが、以下、法律の内容の簡単な紹介と、必要部分には補足説明を記載する。

#### 第一章 総則

第一条「目的」森林の多面的機能の保全や木材

の公正な取引について言及。持続可能な木材産業発展と地球環境の保全をめざすことが記されている。

第二条「定義」には、合法性定義が記されており、「合法伐採木材等」を「我が国または原産国の法令に適合して伐採された」樹木を材料とする木材やその加工品としている（省令で定められたもの）。

\*補足説明：この部分だけを見ると狭義の合法性のようにも見えるが、下記のようにDDの要素には広義の合法性を前提としている。

定義は「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」に細かく記載されており、法が主に対象とする事業者である「第一種木材関連事業者」（最初に日本市場に木材を導入する業者）と「第二種木材関連事業者」（第一種事業者から木材製品を譲り受ける業者）の定義、法の対象となる木材や木材製品の範囲について記載がある。

\*補足説明：参考までに対象製品について相当すると思われるHSコードとの対応表を表1に示す。

#### 第二章 基本方針等

第三条では、合法木材の流通促進のために主務大臣が定めるべき事項について記載。

第四条ではDDに関して国が提供しなければならない情報の種類について記載がある。ここ

<sup>36</sup> 林野庁のサイトに関連政策のリストが記載されている。<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>（最終閲覧日2018/11/15）

表1 クリーンウッド法対象製品<sup>37</sup>

	クリーンウッド法対象製品	相当すると思われるHSコード
木材	丸太	4403
	ひき板及び角材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの）	4407,4408（ひき板で6ミリ以下のもの）
	単板、突き板（合板用単板、これに類する積層材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの）	4408
	合板、単板積層材（LVL）、集成材（合板やこれに類する積層材として、単板積層材、集成材、CLTなどが該当）	(合板) 4412 (単板積層材) 4412.99-930, 920, 990 (集成材) 4412.99-130, 120, 190, 4418.91-291, 299,4418.99-231, 232, 239 (CLT) 4418.99-291
	木質パレット、チップ状又は小片状の木材（チップ状又は小片状の木材及び木毛、木粉又は小片をパレット状に凝結させたものが該当）	4401
家具、紙等の物品	木質家具（椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム）※「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象	9401.61, 9401.69, 9403.30, 9403.40, 9403.50, 9403.60
	パルプ	4701, 4702, 4703, 4704, 4705, 4706, 4707
	紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレトペーパーのうち、木材パルプを使用したもの）	48類
	フローリング材（基材に木材を使用したもの）	4409, 4418, 4412
	木質系セメント板	44類または68類 ※木質原料の配合割合による
	サイディングボード（木材を使用したもの）	各製品によって異なる
	上記の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	各製品によって異なる

では、(1) 国内外の木材生産・流通の状況、(2) 国内外の森林の持続可能な利用に関する法令、(3) 貿易等に関する法令、(4) 木材等の適正な流通の確保に関する法令をそれらの情報として挙げている。クリーンウッド法にははっきりとDDにおいて何をチェックすべきなのか書かれていないものの、第四条を見ると、クリーンウッド法のもと

では、(2)、(3)、(4) を事業者が確認すべき「適用法」の範囲と考える方がよいということである。第四条のもと国が提供する情報が順次林野庁のサイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されており、木材関連事業者はこれを参考にDDを行うことになっている。ただし、ナビに載っている情報はあくまで基本情報であり、確認する文書の例として

<sup>37</sup> Momii, M., Kennedy, Z. and Saunders, J. (2020) *The Japanese Clean Wood Act: Effectively Cleaning Up?* (tent.), Forest Trends. (2020年3月発行予定より筆者翻訳) や、「木材関連事業者の合法伐採木材などの利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引」（平成29年9月15日版）を参考に作成

ナビに挙げられている書類を揃えるだけでは不十分である。そこをスタートポイントとしてリスクアセスメントやリスク緩和を自社で独自に行うことは、非常に重要なポイントである。

第五条は、事業者が合法木材を取り扱うよう努めなければならないとしている条項である。ただしこれは法的義務ではない。

### 第三章 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項等

第六条では、国の提供するDDの条件について記載されている。木材関連事業者が合法木材を利用するために国は必要な判断基準を省令で提供している<sup>38</sup>。この判断基準は、事業規模など事業者側の状況を鑑みることの他、(1) 国内外の木材生産・流通の状況、(2) 国内外森林の持続可能利用、(3) 貿易に関する法令、(4) その他木材等の適正な流通の確保に関する法律の執行状況を考慮している。

\*補足説明：(2) については、地域住民が持続可能な森林管理に貢献していることを考えると、第三者の権利を含むと解釈できる。EU木材規則では定義の条項で、第三者の権利の侵害がある木材を違法としている。

実際にDDの手続きについて定めているのは基本方針（「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」）である。基本方針には、第一種事業者の合法性確認が特に重要であるとし、DDに必要な情報収集、リスクアセスメント、リスク緩和措置の三つのステップの実施を指定している。

省令では、まず第一種事業者は、(1) 樹種、

伐採国・伐採地域、重量や数量など、樹木の所有者（国内）や輸出業者の情報、(2) 合法伐採証明書類に関する情報を含む書類を入手し、内容を確認することを定めている。DDは書類を集めれば終わり、ではなく、書類そのものの信頼性のチェックやその内容からリスクアセスメントを行うことになる。また基本方針には、書類の内容についての確認は、上記の法の第四条にある「国が提供する情報等を踏まえ、確認を行うこと」とある。

\*補足説明：従って、リスクアセスメントの基準は国の提供する情報の他、事業者が関連すると自ら考える情報を考慮することが、クリーンウッド法もとの高いレベルでのDDと言える。

また、基本方針では合法性の確認の一環として、従来までの林野庁の合法性ガイドライン「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づいた合法性証明方法（認証制度、業界団体による認定、個別事業者の独自証明方法）も「活用できる」としている。

\*補足説明：ただしこれは上記のDDについての説明を見ていくと十分条件ではないことがわかる。

最終的な判断について、基本方針では最終的に合法性が確認できない場合、その木材を「取り扱わないこと」としている。しかしその後続く文章では「合法性の確認ができた場合はその旨を記載し」とあり<sup>39</sup>、林野庁のウェブサイトでは「合法性の確認ができた木材と合法性の確認ができない木材が混在した場合には、合法性の確認できないものとして取り扱います」となっていることから、現在はDDで違法リスクを排除できないものも取引・流通が可能ということになっている<sup>40</sup>。

<sup>38</sup> 「木材関連事業者の合法伐採木材などの利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」

<sup>39</sup> 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」

＊補足説明：これについては、できるだけ早い段階で期限を設け、合法性の確認できない木材は取り扱い・流通はできないとする必要がある。

第七条では国が必要な指導・助言をすることができることを規定。

#### 第四章 木材関連事業者の登録<sup>41</sup>

第八条は木材関連事業者はDDを実施する場合にはクリーンウッド法のもと「登録を受けることができる」としている。

第九条は登録申請書に記載する内容についての記載。

第十条は登録実施機関が条件が満たされる場合には登録をする義務について述べている。

第十一条は登録実施機関が登録を拒否しなければならない場合の条件について述べている。

第十二条は登録事業者は登録を5年ごとに更新しなければならないとしている。

第十三条では、登録を受けた事業者が登録事業範囲内で「登録木材関連事業者」という名称を使用することができることを記載。それ以外の場合にこの名称を使用することを禁止している。さらに登録していない事業者がこの名称を使用することを禁止。この条項は法的拘束力を持つ。

第十四条では、登録事業者が前述の名称の不正使用をした場合、本来は条件を満たしていないのに登録した場合、さらに不正に登録やその更新を受けた場合に、登録実施機関に登録を取り消すことができる権限を与えている。

第十五条は、登録の取消・抹消について登録実施機関が公示する義務について。

#### 第五章 登録実施機関

第十六条～第三十条までは、登録実施機関の義務や資格条件などについての細かい規定である。

基本方針には、登録実施機関は登録事業者から毎年一回報告を徴収することと、登録事業者へのチェックを行う取り決めをすることが定められている。

#### 第六章 雑則

第三十一条では国が事業者や民間団体との連携を図ること、第三十二条では国は国際協力の推進に必要な措置を取るとしている。

第三十三条は国は（1）木材関連事業者と（2）登録実施機関に対して報告を求めたり立入検査をする権限があることを明記している。

第三十四条はクリーンウッド法の担当省庁が農林水産省、経済産業省、国土交通省であることを記載。

第三十五条は、必要な事項を主務省令で定めるとしている。

#### 第七章 罰則

第三十六条以下は罰則についての規定であり、事業者に対しては「登録木材関連事業者」という名称の不正使用に対しては30万円以下、第三十三条にある報告違反や立入検査の妨害に対しては20万円以下の罰金が定められている。罰金は、法人・違反行為を行った個人の両方を対象とする。

40 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ & A」（平成29年11月20日追加）. 4(3). <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4qa.pdf>（最終閲覧日：2018/11/15）

41 登録の方法や様式、登録機関の義務などについては施行規則第五条以降にさらに詳しく規定がある。

### 3-2 クリーンウッド法の施行状況

2016年5月20日に公布されたクリーンウッド法は、2017年5月20日より施行された。同法が実質的に運用され始めたのは、登録実施機関の登録と、その審査が行われてからである。2017年10月17日に五つの登録実施機関が登録され、2018年11月27日に新たに1団体が登録実施機関として登録され、2019年10月現在、合計6団体の登録実施機関が存在している。登録実施機関ごとに、登録対象（第一種事業者、第二種事業者）が定められているが、5団体が第一種・第二種双方の木材関連事業を審査対象とし、1団体のみが第二種木材関連事業者のみを審査対象としている。また、登録機関の一つである一般社団法人北海道林産物検査会は対象事業者を、北

海道に本社を置く事業者に限定している<sup>42</sup>。対象とする事業は、(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、(2) 木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業、

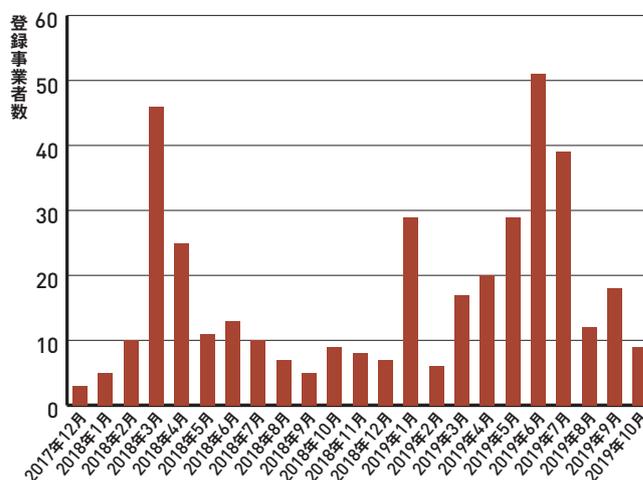


図2 木材関連事業者の登録時期

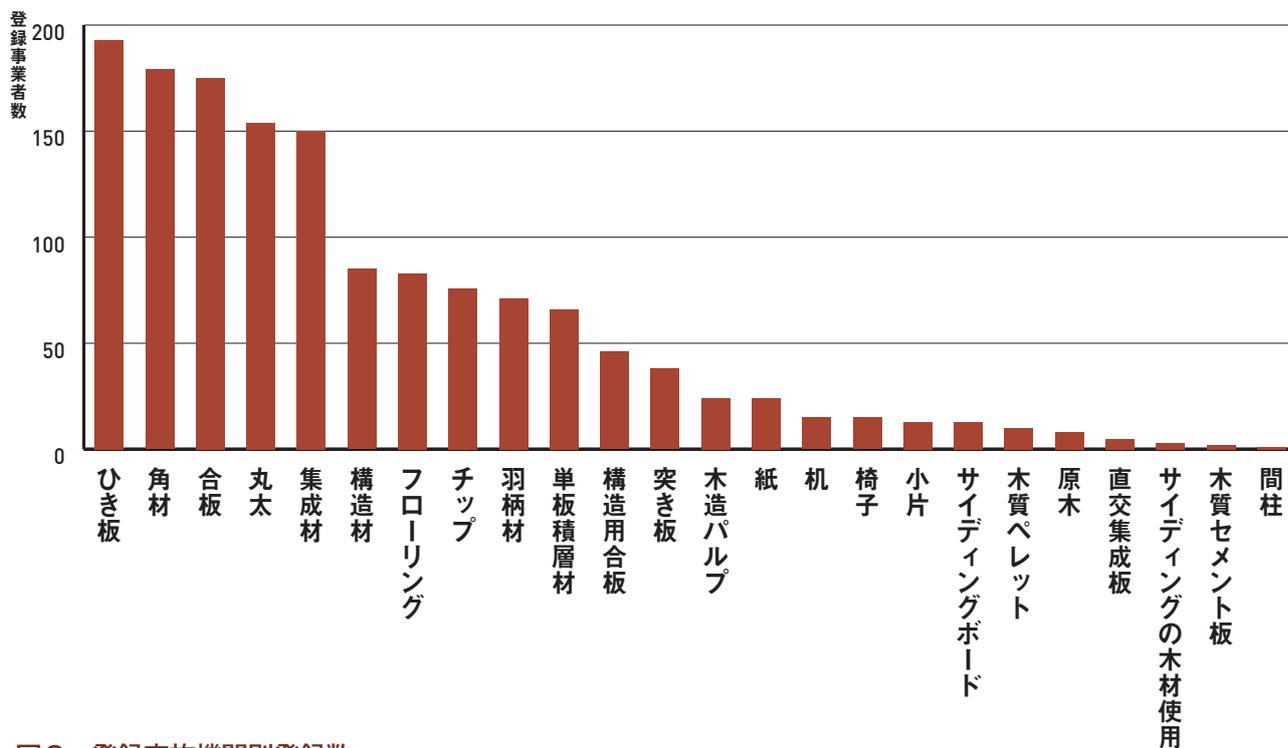


図3 登録実施機関別登録数

<sup>42</sup> 「登録実施機関の一覧」 林野庁

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jissikikan/jissikikan.html>（最終閲覧日：2019/11/24）

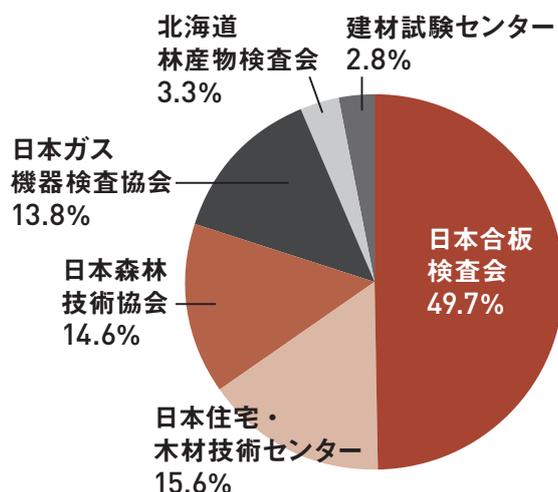


図4 登録実施機関別登録数

(3) 木質バイオマスを用いた発電事業、の三つの類型があり、4団体が全ての事業類型を対象とし、2団体が(1)、(2)を対象としている。また対象とする木材を主として国産材とするのが、1団体である。

以下、クリーンウッド・ナビに公開されている情報をもとに、登録事業者を概説する<sup>43</sup>。2017年11月22日に、第一号の登録木材関連事業者が生まれ、2019年10月31日現在の登録事業者数は390社である。登録から2年間の傾向として、2017年度末前後、2019年1月と2019年5-7月に登録数が非常に多くなっている(図2)。事業者登録は継続的に伸びているが、政府による登録事業者の目標数(13,000社:2020年度)とは、開きがある<sup>44</sup>。内訳を見ると、第一種として登録している会社が169社(43.3%)、第二種が361社あり、第二種として登録している会社が全体の92.6%に相当する。双方で登録

し、川上から川下まで木材流通を網羅している会社も140社(35.9%)ある。登録事業者が取り扱っている木材・木材製品については、ひき材、角材、合板、丸太、集成材が150社(38.5%)以上である。続いて構造材、フローリング、チップ、羽柄材、単板積層材が60社(15.4%)以上である(図3)。国産材と外国産材の取り扱いの内訳については、公表されたデータには情報がなかった。登録を行った登録実施機関であるが、日本合板検査会が全体の約42.6%を占めており、次いで日本ガス機器検査協会(23.6%)となっている(図4)。

クリーンウッド法に関する情報については、農林水産省林野庁のウェブサイトにある「クリーンウッド・ナビ」に掲載している。ここでは関連法制度、登録事業者、登録実施機関に関する情報等が掲載されている<sup>45</sup>。またNGOで組織されたフェアウッド・パートナーズのウェブサイトにも持続可能な木材・木材調達についての情報が掲載されており、DD実践情報の記載がある<sup>46</sup>。

### 3-3 クリーンウッド法の課題 ～効果的なデューディリジェンス 実施のために

クリーンウッド法は2017年5月に施行されてから約2年が経過しているが、事業者が実際に取り組むために必要な情報がまだ十分でなく、登録がなかなか進まないという声もある。ここでは、施行後の状況において、デューディリジェンス(DD)の実施や制度の側面に着目し、どうすればクリーンウッド法のもと事業者が効果的にDDを行

43 「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」. 林野庁.  
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jissikikan/pdf/jigyousha-ichiran.pdf> (最終閲覧日: 2019/11/24)

44 「クリーンウッド」利用推進事業」 林野庁  
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/attach/pdf/28-2hosei-4.pdf> (最終閲覧日: 2019/11/24)

45 林野庁のウェブサイトより。<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html> (最終閲覧日: 2019/11/20)

46 フェアウッド・パートナーズのウェブサイトより。<https://www.fairwood.jp/> (最終閲覧日: 2019/11/20)

うことができるかを検討する。

### 3-3-1 デューディリジェンスの「基準」

クリーンウッド法においては、同法第六条に「主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする」との記載がある。この「取り組むべき措置」がDDを指しており、DDを行う際に「どこまでやればよいか」の一つの要素である「適用法」とEU木材規則などと呼ばれる法の範囲を、主務省令で規定することになっている。

これを受け、判断基準省令第二条ではこの適用法に関して「樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認」を合法性の確認としているが、その範囲については非常に幅広く解釈することが可能である。伐採施業に関連した法令のみ、との狭義の解釈や、原産国の先住民族や地域住民の権利に関する法令、環境法令などの広義の解釈もまた可能と言える。事業者としてはこの点は迷うところと思われる。

しかし前述の通り、国は事業者に対して(1)国内外の木材生産・流通の状況、(2)国内外の森林の持続可能な利用に関する法令、(3)貿易等に関する法令、(4)木材等の適正な流通の確保に関する法令、に関する情報を提供することになっており、(2)から(4)を「適用法」と考えることができる。

例えばEU木材規則においては、第2章において、原産国の法令に違反している伐採を「違法伐採」としておりクリーンウッド法と同様の記述と

なっている。そしてその法令について五つのカテゴリーが規定されている。例えば、生物多様性の保全に関する法令や、第三者の権利に関する法令などが含まれており、原産国の法令の中でどのような分野のものまでをDDにおいて検討すべきか、という基準のベースとなっている。

現在、クリーンウッド法のもとでは政府の提供する情報は順次公開されてはいるものの、限定的ではあり、まだ基準が完全に明確ではない。そのため、政府による必要事項のより詳しい規定を待つ間、事業者としては自ら積極的にDDの範囲を特定する調達方針を持ち、それを基準としてDDを行っていくことは必須である。あるいはそうした基準を含む方針を、業界団体や登録実施機関も持っておくことが考えられるだろう。

### 3-3-2 第一種木材関連事業者と第二種木材関連事業者のデューディリジェンス

クリーンウッド法において木材関連事業者は第一種と第二種とに分類されており、それぞれに求められているDDの内容は異なる。法の手引<sup>47</sup>では、登録に関して第一種木材関連事業者は全ての事業部門（事務所、工場、事業場である場合を含む）と木材等の種類についての登録が求められる。一方、第二種木材関連事業者は、第二種木材関連事業に係る事業部門（事務所、工場、事業所である場合も含む）や木材等の種類を限定して登録を行うことができる、としている。

第一種登録木材関連事業者は全ての事業部門を対象範囲としなければならない理由は言うまでもなく、市場に最初に木材が導入される際に合法木材のみになるように、という意図である。特に輸

<sup>47</sup> 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引」（平成29年9月15日版）．林野庁，p. 5-6.

入材に関しては、東南アジアが主要な産地であるラワン系樹種、ルーマニア産ホワイトウッド、ミャンマー産の天然木など、違法伐採リスクが高いとみなされるものが含まれており、第一種の事業者が高リスク木材のDDをしっかりと行ってもらう必要がある。第二種登録木材関連事業者については、登録の対象としない取引においてはDDを行う必要がないが、これは第一種の事業者がDDをきちんと行っているという期待のもと設けられた措置でもあるだろう。

現在のところは、事業者が3-1（18ページ）で述べたDDの実施における合法性の確認について、政府の情報等に基づきどのような判断を下したのか、追加的措置を実施し、どのレベルまでリスクを緩和したのか、そして最終的に合法性が確認できた木材として取り扱っているのか否かについて、法では特に情報を要求されていない。しかし特にこうした高リスク木材に関しては、国際NGOからの批判の対象となる可能性も高く、また、知らないうちに法を犯しているかもしれないという前述の「加担」の概念に基づき、事業者としてはどうDDを行ったか、そしてその結果どうしたかについて、対外的に説明できるレベルの情報を持つておく必要がある。

### 3-3-3 合法性の確認に至らなかった木材等の取り扱いについて

現在、判断基準省令第三条第二項では「合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと」とする一方、第四条第一項、第二項においては登録木材関連事業者であっても「合法性の確認に至らなかった木材等を譲り渡すこと」を可能としている。また前述の通り、第二種の事業者はDDの実

施をする範囲を限定でき、日本市場から違法木材を排除するための制度はまだ整ってはいない。

合法性の確認ができない木材を取り扱わないことが、理想の状況だと考えるのが自然である。その前提に基づく、合法性確認に至らなかった木材等の流通及び利用を減らしていくという指針や、何年以内に「取り扱わない」とする期限付きの数値目標といった基準が政府により設定されることが予想される。事業者の側としては、そのつもりでサプライチェーンの整備や信頼できるサプライヤーとの関係構築を進めておき、同時に自社の方針に合法性の確認できない木材を取り扱わない旨を記載することが望ましい。

### 3-3-4 クリーンウッド法における業界団体認定

すでに述べた通り、政府は2020年までの登録木材関連事業者数を13,000社としているが、この目標は合法木材制度における業界団体認定取得事業者数を考慮に入れたものと考えられる。

現在はこの業界団体認定と、新たな制度であるクリーンウッド法もとの事業者登録をどう考えていくのか、明確にはなっていない。政府は業界団体認定はDDにおいて活用できるともしているが、各業界団体認定の制度がDDの要素を盛り込んでいる状況ではない。しかし実際、業界団体というのはクリーンウッド法において重要な役割を果たす存在であり、業界団体から木材関連事業者への情報提供や具体的な指導、助言というのは、登録やDDを促進する補助となる。先進的な事業者が行っているDDを参考にした業界団体の積極的な関与は、DDを行いたい他の事業者にとっても有益であるだろう。

## 第4章

# 本ガイドンスが考える デューディリジェンスの基準

デューディリジェンス（DD）が「プロセス」であり、その三つのステップはどこを基準としてDDを行うかによってその内容も変わってくる一方で、第3章で述べたように、クリーンウッド法におけるDDの「基準」は解釈の幅が広く、実際に事業者がDDを実施する際にどこから取り組めばよいのかわからない、という事態が発生している。そこで本ガイドンスにおいては、高い基準で（より広義の、EU木材規則などに反映される適用法を対象とした）DDの基準を以下に紹介する。

### 4-1 クリーンウッド法の解釈の幅を最大限にした適用法の範囲について

3-3-1（22ページ）で述べた通り、国は事業者に対して（1）国内外の木材生産・流通の状況、（2）国内外の森林の持続可能な利用に関する法令、（3）貿易等に関する法令、（4）木材等の適正な流通

の確保に関する法令、に関する情報を提供することになっており、（2）から（4）を「適用法」と考えることができる。

違法伐採に関して伐採行為に限って言えば、林野庁の資料<sup>48</sup>は以下のケースが国際的には違法伐採とみなされているとしている。①国立公園や保護区の森林といった伐採禁止エリアで伐採、②得るべき許可を受けずに伐採（許可証の偽造を含む）、③許可された量、面積、区域等を越えての伐採、④先住民等の権利を不当に侵害して伐採など。この④について、これまでクリーンウッド法の成立前は持続可能性の要件であるとし、合法性確認の範疇には入らないものとされてきた。

一方、EU木材規則においては同法第2条（h）において以下の五つのカテゴリーに該当するものを適用法の範囲としており、上記④については（iv）で対応している。

#### ■ EU木材規則における適用法の範囲

（i）伐採権などに関するもの、（ii）伐採権の対価及び税の支払いに関するもの、（iii）森林経営・操業方法に関するもの、（iv）第三者の権利に関するもの、（v）取引と関税に関するもの。

本ガイドンスでは上記④先住民等の権利を不当に侵害した伐採などについては、上記（2）国内

<sup>48</sup> 林野庁（2018）「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）について」．公開セミナー：ESG時代の責任ある木材調達と製品づくりとは？～SDGsの達成に向けた木材デューディリジェンスを考える～（2018年4月26日開催），配布資料，p. 1.

外の森林の持続可能な利用に関する法令に含まれていると解釈することでEU木材規則に準じた適用法基準に沿ったものになっている。なお本ガイダンスでは、持続可能性の要素も加味してリスク対応をすることを提唱している。ただし持続可能性への配慮について、規定されている法令の範囲に捉わられることなくリスクを検討することが望ましいが、本ガイダンスではあくまで規定されている法令の範囲内で考えることとしている。

#### 4-2 デューディリジェンスを実施する事業者自身の木材調達方針や運用規定・ガイドラインの必要性

これまで見てきた通り、違法木材の調達に関してクリーンウッド法には罰則リスクはないものの、デューディリジェンス（DD）の概念そのものの性質から、そうした木材を調達する事業者にとつ

ての風評被害など社会的なリスク、さらにはサプライチェーンの安定性に関する事業リスクは、あくまでその事業者自身が負うものであり、それらのリスクを取るのか否かの判断は自らで下すほかない。

判断する手がかりとしては、事業者内で「低リスクであると確信できるレベル」を決める必要がある。そのレベルは第三者に適切な説明責任を果たせるものである必要がある。

例えば、書類を確認する際、サプライヤーへの問い合わせ、専門機関やNGOなどへの情報提供要請、あるいは監査など、違法リスクに合わせた対応をすることになるが、どのような場合にどこまでやるのか、という「自分のルール・基準」として決めておくための、木材調達方針、その運用規定やガイドラインの策定が必要になってくる。

# 第5章 | まとめ

## 5-1 リスクをリスクとして認識すること

第2章にて前述したが、デューディリジェンス（DD）の必要性は国際レベルで、そして木材以外の原材料調達において十分に認識されており、日本では馴染みがないとはもはや言えない概念である。しかしながら日本の木材業界においてその認識はまだ広まっておらず、違法リスクの高い木材を調達することが、事業者自身にとってのリスクとまでは認識されていない。

クリーンウッド法が規制法ではないことから、コンプライアンス（法の遵守）リスクが認識されにくいこと、欧米と比較して市民社会が脆弱であることや一般消費者の環境社会配慮製品への関心が低いことなどがその要因と考えられるが、日本市場から違法材を排除していくためには、調達企業によるDDを採用した適切な調達が必要となる。

DDを行うことは事業の安定性にも貢献することはすでに述べた。実際、樹種によっては調達が困難になりつつある事例もある。例えばインドネシアのチーク材は近年、価格が高騰しており、資金力のある欧米の大手企業の購買力と競合できない傾向が顕在化している<sup>49</sup>。その背景として主要産地であるミャンマーにおける原木輸出禁止や伐採禁止などの規制強化の動きがあるが、この結果、

比較的低リスクとみなされるインドネシア材に需要が集中した可能性がある。インドネシアはEUとのVPA締結に伴い国内に木材合法性保証システムを構築しており、これが欧米企業の評価につながっているとも考えられる。これは一例であるが、事業の安定性という点から、日本企業は早急に木材リスクを評価しておく必要がある。

## 5-2 まとめ

ここまで繰り返し述べていることであるが、デューディリジェンス（DD）とはリスクベースで考えられるものであるがゆえに、実施の際にはそのリスクをどう捉えるかが重要なポイントであり、その事業者の社会環境責任への姿勢を反映する。他者へ及ぼす影響のリスクと自社に及ぶ影響のリスクとを適切に把握しているかどうか、それらを重大と考えるか軽微と考えるか、そしてそのリスクを取るのか回避するのかなど、事業者の姿勢がどこまでDDをやるのかに影響を及ぼすからである。いずれの場合も、最終的にはDDを実施する事業者自身が低リスクであると確信のできるレベルを決め、納得のいくレベルで判断するものである。そして、そのレベルは第三者に適切な説明責任を果たせるレベルであるものである必要がある。

DDの性質上、違法リスク・社会環境リスクの

49 筆者による家具の輸入販売を行う事業者への聞き取りから

レベルそのものや各リスクの捉え方については各事業者間に違いが生じることは避けられないことである。ただ、事業者が最低限取り組むべきDDの基準が将来的に適切に整備されることにより、各事業者によるDDの一定レベルの質は担保されるものと考えられる。事業者としてはその最低ラインが整備されるのを待つのではなく、森林減少・劣化防止のためにも、また合法木材、持続可能木材の安定供給の確保のためにも、本ガイダンスを

活用いただきたい。

高いレベルのDDが多くの事業者に取り入れられ、適切に実施されることで、違法リスクの高い木材や、非持続的で環境・社会への負の影響の大きな森林経営に由来する木材・木材製品が市場から排除され、ひいてはクリーンウッド法の目的でもある持続可能な森林経営に貢献することにつながることを期待したい。

## 木材デューディリジェンス・ガイドンス 本編 第一版

2019年12月発行

第12期早稲田大W-BRIDGEプロジェクト

「森林減少ゼロに寄与するサプライチェーン管理と  
持続可能性に配慮した原料調達の促進」

九州大学熱帯農学研究センター

国際環境 NGO FoE Japan

発行



国際環境 NGO **FoE Japan**

〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9

tel: 03-6909-5983 fax: 03-6909-5986

email: [info@foejapan.org](mailto:info@foejapan.org)

本資料は早稲田大学環境総合研究センターW-BRIDGEプロジェクトの助成をいただいて制作しました。

---



お問い合わせはこちら

 **国際環境 NGO FoE Japan**

〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9

tel: 03-6909-5983 fax: 03-6909-5986

email: [info@foejapan.org](mailto:info@foejapan.org)

2019年12月発行

本資料は早稲田大学環境総合研究センター W-BRIDGE プロジェクトの助成をいただいて制作しました。

